

# 特定非営利活動法人 自立生活センター日野定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立生活センター日野と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都日野市高幡2番地の9 ウィスティアガーデン1階に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、障害を持つ人や高齢者などだれもが同等に地域で自立した生活を営んでいくために必要な支援や権利擁護及びまちづくりに関する事業を行うとともに、海外の障害者、障害者団体への協力支援、交流を通じて社会全体の福祉の向上、共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 有償介助事業
- (2) 障害者自立生活支援事業
- (3) 国際開発協力事業
- (4) 地域に居住する移動困難者に対する福祉有償運送事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (7) その他の相談支援事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 利用会員 この法人が提供するサービスを利用することができる個人及び団体。

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は毎年1回会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は総会で定めるものとする。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

### (種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以内
- (2) 監事 1人以上、2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員ならびに、その配偶者および三親等以内の親族が、役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ当該役員に通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

### (会議の種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

第20条 総会は、運営会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 年会費の額
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第25条 総会は、運営会員の3分の1以上が出席した場合に開会する。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は運営会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各運営会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び運営会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと同みなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

#### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第6章 会計

#### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### (会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

#### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 運営会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の運営会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。  
年会費 5,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。  
理事長 中西由起子  
副理事長 中西正司  
理事 小山貴美男、森慎一郎、川久保政治  
監事 中原えみ子
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の成立の事業年度の事業計画および収支予算は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

第5条に第4号を追加した定款は、平成17年11月15日から施行する。

附則

第5条に第5号を追加した定款は、平成18年3月23日から施行する。

附則

第5条第5号を変更した定款は、平成18年12月6日から施行する。

附則

第5条に第6号を追加した定款は、平成21年10月30日から施行する。

附則

第5条に第5号、第6号、第7号を変更・追加した定款は、平成24年12月18日から施行する。

附則

第41条を変更した定款は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。(令和元年11月21日)

附則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。(令和5年8月10日)

附則

第17条第1号を変更した定款は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。(令和6年8月21日)

